

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年12月20日

**【会社名】** 日本瓦斯株式会社

**【英訳名】** NIPPON GAS CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 和田真治

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区八丁堀2丁目10番7号

**【電話番号】** 03-3553-1281（代表）

**【事務連絡者氏名】** 執行役員総務部長 渡辺直美

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区八丁堀2丁目10番7号

**【電話番号】** 03-3553-1281（代表）

**【事務連絡者氏名】** 執行役員総務部長 渡辺直美

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成25年12月20日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、東彩ガス株式会社（以下「東彩ガス」といいます。）、東日本ガス株式会社（以下「東日本ガス」といいます。）、新日本瓦斯株式会社（以下「新日本ガス」といいます。）及び北日本ガス株式会社（以下「北日本ガス」といいます。、東彩ガス、東日本ガス、新日本ガス及び北日本ガスを総称して「子会社4社」といいます。）をそれぞれ株式交換完全子会社とする株式交換（以下個別に又は総称して「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で子会社4社との間で株式交換契約（以下個別に又は総称して「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成25年3月31日現在）

商号	東彩ガス株式会社
本店所在地	埼玉県春日部市大場202番地
代表者の氏名	代表取締役社長 川合 時雄
資本金の額	1,250百万円
純資産の額	（連結）16,636百万円
	（単体）16,431百万円
総資産の額	（連結）25,834百万円
	（単体）25,040百万円
事業の内容	都市ガス事業、LPガス事業

（平成25年3月31日現在）

商号	東日本ガス株式会社
本店所在地	千葉県我孫子市下ケ戸608番地-1
代表者の氏名	代表取締役社長 飯島 徹
資本金の額	600百万円
純資産の額	6,541百万円
総資産の額	11,822百万円
事業の内容	都市ガス事業、LPガス事業

（平成25年3月31日現在）

商号	新日本瓦斯株式会社
----	-----------

本店所在地	埼玉県北本市古市場一丁目5番地
代表者の氏名	代表取締役社長 山本 勝
資本金の額	500百万円
純資産の額	6,931百万円
総資産の額	12,067百万円
事業の内容	都市ガス事業、LPガス事業

(平成25年3月31日現在)

商号	北日本ガス株式会社
本店所在地	栃木県小山市花垣町二丁目11番22号
代表者の氏名	代表取締役社長 和田 博夫
資本金の額	400百万円
純資産の額	1,557百万円
総資産の額	7,623百万円
事業の内容	都市ガス事業、LPガス事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益  
東彩ガス(連結)

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高(百万円)	21,790	23,336	24,922
営業利益(百万円)	2,062	1,986	2,181
経常利益(百万円)	1,989	1,939	2,158
当期純利益(百万円)	1,257	1,200	1,408

東彩ガス(単体)

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高(百万円)	21,470	22,990	24,602
営業利益(百万円)	1,985	1,904	2,042
経常利益(百万円)	1,918	1,863	2,024
当期純利益(百万円)	1,196	1,143	1,316

東日本ガス

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高(百万円)	9,901	10,812	11,204
営業利益(百万円)	383	330	179

経常利益（百万円）	351	301	161
当期純利益（百万円）	220	167	120

新日本ガス

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高（百万円）	9,983	10,350	10,691
営業利益（百万円）	273	482	578
経常利益（百万円）	264	475	582
当期純利益（百万円）	162	275	382

北日本ガス

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高（百万円）	9,035	9,844	10,430
営業利益（百万円）	16	326	314
経常利益（百万円）	33	269	265
当期純利益（百万円）	40	158	174

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

東彩ガス（平成25年3月31日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合
日本瓦斯株式会社	64.89%
藤村博一	3.67%
井橋吉一	3.19%
藤村定子	1.87%
株式会社イハシ	1.70%

東日本ガス（平成25年9月30日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合
日本瓦斯株式会社	64.75%
榎本栄一	1.72%
松本清	1.13%
小山匡	0.98%
東日本ガス社員持株会	0.93%

新日本ガス（平成25年9月30日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合
日本瓦斯株式会社	40.1%
新日本ガス取引先持株会	2.2%
新日本瓦斯従業員持株会	2.1%
日本瓦斯運輸整備株式会社	2.0%
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	2.0%

(注) 上記の他、新日本ガス所有の自己株式(16.5%)があります。

北日本ガス（平成25年9月30日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合
日本瓦斯株式会社	89.38%
株式会社樫淵与平商店	0.50%
その他個人株主 8名	4.17%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係（平成25年9月30日現在）

東彩ガス

資本関係	当社は、東彩ガスの発行済株式数の64.89%（1,387,412株）の株式を保有しております
人的関係	当社の取締役1名及び執行役員1名が東彩ガスの取締役を兼務しております。当社の取締役1名及び監査役1名が東彩ガスの監査役を兼務しております。
取引関係	当社は、東彩ガスに対し、LPガス、ガス機器及び住宅機器を販売し、東彩ガスから都市ガス設備工事を請負っております。

東日本ガス

資本関係	当社は、東日本ガスの発行済株式数の64.75%（4,912,140株）の株式を保有しております。
人的関係	当社の取締役2名が東日本ガスの取締役を兼務しております。当社の従業員1名が東日本ガスの監査役を兼務しております。
取引関係	当社は、東日本ガスに対し、LPガス、都市ガス用原料、ガス機器及び住宅機器を販売し、東日本ガスから都市ガス設備工事を請負っております。

新日本ガス

資本関係	当社は、新日本ガスの発行済株式数の43.40%（3,905,656株、間接保有分を含みます。）の株式を保有しております。
人的関係	当社の取締役2名が新日本ガスの取締役を兼務しております。当社の執行役員1名が新日本ガスの監査役を兼務しております。
取引関係	当社は、新日本ガスに対し、LPガス、ガス機器及び住宅機器を販売し、新日本ガスから都市ガス設備工事を請負っております。

#### 北日本ガス

資本関係	当社は、北日本ガスの発行済株式数の89.51%（545,984株、間接保有分を含みます。）の株式を保有しております。
人的関係	当社の取締役1名が北日本ガスの取締役を兼務しております。当社の取締役1名及び従業員1名が北日本ガスの監査役を兼務しております。
取引関係	当社は、北日本ガスに対し、LPガス、ガス機器及び住宅機器を販売し、北日本ガスから都市ガス設備工事を請負っております。

#### (2) 本株式交換の目的

国内のエネルギー業界を取り巻く環境は、東日本大震災及びその後に続いた電力需給のひっ迫を契機として急激に大きく変化し始めております。

電力業界においては、約60年間地域独占を前提としてきた市場の仕組みに、大きな変化をもたらす改正電気事業法がスタートし、同法の下平成27年には全国10地域の電力市場が統合され、平成28年にはこれまで大口需要の領域のみであった自由化が家庭用小売まで含めての自由化が決定されています。一方都市ガス業界においても、経済産業省主導のもとにガスシステム改革の委員会が設けられ、ガス事業を対象とした制度改革の議論が本年11月12日より始まっており、電力自由化に合わせて制度改革が進むよう急激に議論や関係機関からのヒアリングが進められています。ガス市場は、電力市場と比べて競争基盤が脆弱であることが指摘され、一次基地の開放や、導管網の利用に関する中立性などが議論され、エネルギー全体の効率的運用と自由化による経済活性化の方向に制度改革が進んでいます。

そしてエネルギーの自由化議論は、総合エネルギー企業群の育成に向けて、急激な規制緩和の方向へ進むことができました。このことで、電力もガス業界も垣根を越えた合従連衡が起こり、従前のしがらみを越えて業界の再編に向け大きく資本政策が動くことが予想されます。このことは、上流下流の、異業種間の、地域を越えての、資本連携が進んだ先に、総合エネルギー企業群のアライアンス構成が確立され、世界のエネルギー大手に伍して海外市場に於ける、パッケージ型インフラ事業輸出の挑戦につながるものと考えています。世界に誇る上流の環境技術に下流領域での日本のホスピタリティーに情報技術を乗せた高質なサービスパッケージは、エネルギーの分散化と多様化を合わせて、先進国・新興国を合わせグローバルに海外で戦えるものと考えています。また、日本のコミュニティガスシステムのような分散型エネルギーシステムや、産業用モバイル型エネルギーシステムも極めて有効なエネルギーシステムだと考えています。情報システムもパッケージした総合エネルギー事業は世界中どこでも、地域の都市開発の在り方に大きな影響を与えるものであり、エネルギー事業者がしがらみを越えて役割分担をし、在るべき社会貢献や地域貢献を進める大きな転機であると言えます。

このような状況を踏まえ当社の取締役会は、規制によって細分化されたエネルギー業界が、自由化とともに集約化に向かう事業環境に於いて、様々な資本連携が適時必要なスピード感を持って打てるよう、都市ガス連結子会社4社の完全子会社化を決議いたしました。これによって、グループで遅れていた都市ガス領域での意識改革と構造改革を急ぎ、2年後の自由化に対応するとともに、企業価値創出のための積極的な資本政策を実施したいと考えています。

当社はこれまで総合エネルギー事業への自由化が進むという前提で、下流領域に特化をして最優先である保安業務の合理化、高質化を中心に構造改革を進めて参りました。ボーダレスな業務環境で圧倒的なレスポンスと合理性を確立するため、業務システムにいち早くクラウドシステムの導入を図り、システムを所有する時代から共有する時代に向けて当社の現場での実証試験を繰り返して来ました。KDDI株式会社、日立キャピタル株式会社と共同出資で事業化した「株式会社雲の宇宙船」は、ボーダレスな時代性と情報技術の急激な進化に対応するクラウド業務システムの確立を目的にスタートしたものであり、異なる業務をリアルタイムに現場で、しかも一つのモバイルデバイス(スマートフォン等)で完結させるという画期的な挑戦であります。既に、基本業務のクラウド化を終え、圧倒的な効率化とサービスの高質化が立証され、現在次段階の全体クラウド化の厚い壁に挑戦を続けており、来年4月には全体クラウド化における基本ステージの完成を予定しております。新業務システム「雲の宇宙船」の実用化は、配送、保安、検針といった当社の基幹業務を、クラウドを活用することによって大量のデータ処理を可能とし、スマートフォン一つで、オンサイトでほぼ全ての処理業務を完結させる画期的なシステムです。この雲の宇宙船は、容器配送にかかる物流システムの改革と相俟って、当社に大幅な管理コストの削減と業務の高質化をもたらす圧倒的な価格競争力を実現させ、エネルギー原料価格の暴騰や円安傾向等の極めて厳しい業界の環境下で、当社グループが3期連続過去最高益の更新が予想される大きな原動力となっております。またこの雲の宇宙船は、自由化後の市場をにらみ、エネルギー業界以外の事業でも使用可能なツールとして設計されており、ガスや電気のパッケージ販売等が予想される自由化後の市場で、当社グループの大きな戦術的ツールとなるものと確信しております。

当社ではすでにオーストラリアや北米大陸で、最も得意とするエネルギー小売事業に特化をして自由化市場での挑戦をスタートさせております。北米テキサス州に於いてはスクラッチスタートから約1年半で顧客数6万件にならんとしております。エネルギー自由化の先行したテキサス州に於いて、シェールガス革命で内外の投資資金の流入が続き、工場や企業の進出に伴い経済の活性化や雇用の創出が続いた姿を目の当たりにし、エネルギー事業の社会的使命を再認識することが出来ました。

本株式交換により、当社グループはグループ間の連携をより一層強化し、迅速な意思決定に基づくグループ経営を実現するとともに、エネルギー業界での存在価値を高め、様々な事業者との連携を深めてグループの更なる企業価値向上を追求して参ります。

なお、本株式交換によって東日本ガス及び新日本ガスは上場廃止となる予定ですが、そのことによって短期的な業績変動に捉われることなく、グループ収益の最大化を企図した中長期的な視野からの戦略的な投資・事業展開が可能となります。また、親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除するとともに、上場廃止により削減される上場維持管理コストや人的リソースを、今後の事業展開において効果的に再配分することも可能となります。一方、本株式交換の対価としては、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場されている当社の普通株式が交付されるため、子会社4社の株主の皆様に対しては、十分な流動性の提供が可能になるとともに、本株式交換のシナジーの共有機会を提供することが可能になると考えております。本株式交換の実施後は、当社グループの企業価値向上により、株主の皆様には、従来以上の株主還元を享受いただけるよう努めて参ります。

当社及び子会社4社を中心に形成される当社グループの事業内容は、以下のとおりです。

当社は、東彩ガス、東日本ガス、新日本ガス、北日本ガスの各都市ガス会社を子会社とし、家庭用を中心に関東圏のお客様にLPガス及び都市ガスを販売しております。当社グループのお客様数は、LPガスが約6割、都市ガスが約4割で、合計100万件を超えております。当社グループは、お客様の安全を第一に、仕入れから供給までを一手に取り扱う「直販方式」に特化したガスの販売を行っており、新物流・業務システムの改革により、お客様への一層のサービス向上に努めております。

東彩ガスは、埼玉県を中心に都市ガスの供給販売を主体としたガス事業を行っております。東彩ガスは、「環境との共生」を企業理念に、エネルギーサービスを通して彩りある豊かな暮らしをサポートしていきたいと考えており、21世紀の社会を支えるクリーンなエネルギーの主役に位置づけられている天然ガスの普及促進、安定供給に向けて、ネットワークとサービスの拡充に努めております。

東日本ガスは、茨城県及び千葉県を中心に都市ガスの供給販売を主体としたガス事業を行っております。東日本ガスは、地域のお客様に環境に優しく安心安全な天然ガスやLPガスを安定的に供給することを通じて、地域社会に貢献しながら新規のお客様獲得を推進し、事業拡大を進めております。

新日本ガスは、埼玉県を中心に都市ガスの供給販売を主体としたガス事業を行っております。新日本ガスは、環境に優しい天然ガス供給を推し進める一方で、ガス・電力・熱を利用した総合エネルギー分野にも注力し、省エネで環境負荷の低いシステムの提案と普及拡大に取り組んでおり、「地域社会との共存共栄」をスローガンに、安全で迅速な対応はもとより、価値ある製品・情報・サービスを提案し、「お客様に選ばれる企業」を目指しております。

北日本ガスは、栃木県を中心に都市ガスの供給販売を主体としたガス事業を行っております。北日本ガスは、「時代のニーズに応え、お客様に豊かさをプラスする」をモットーに地域エネルギー供給の担い手として、安全に安心してガスをお使いいただけるよう保安の確保と地域に密着したきめ細やかなサービスに努め、地域社会の発展とともに歩んでおります。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、子会社4社を株式交換完全子会社とする株式交換です。いずれの株式交換についても、当社については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに行う予定です。東彩ガスについては平成26年2月12日、東日本ガスについては平成26年2月13日、新日本ガス及び北日本ガスについては平成26年2月14日にそれぞれ開催予定の臨時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けた上で行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

	当社	東彩ガス	東日本ガス	新日本ガス	北日本ガス
本株式交換に係る割当比率	1	2.80	0.34	0.40	1.86

(注1) 株式の割当比率

東彩ガスの普通株式1株に対して当社の普通株式2.80株、東日本ガスの普通株式1株に対して当社の普通株式0.34株、新日本ガスの普通株式1株に対して当社の普通株式0.40株、北日本ガスの普通株式1株に対して当社の普通株式1.86株をそれぞれ割当て交付します。但し、当社が保有する子会社4社の株式(東彩ガス1,387,412株(平成25年9月30日時点)、東日本ガス4,912,140株(平成25年9月30日時点)、新日本ガス3,612,856株(平成25年9月30日時点)、北日本ガス545,234株(平成25年9月30日時点))については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株数

本株式交換により交付される当社の普通株式の数：4,685,886株（予定）

交付する当社の普通株式には、全て当社が保有する自己株式（平成25年9月30日時点8,969,423株）を充当する予定であり、本株式交換に際して、当社が新たに株式を発行する予定はありません。

また、上記株式数は平成25年9月30日時点における以下の東彩ガス、東日本ガス、新日本ガス、北日本ガスの株式数に基づいて記載しています。

- （ ）東彩ガスの発行済株式数（2,138,211株）、自己株式（152株）、当社が保有する東彩ガス株式数（1,387,412株）
- （ ）東日本ガスの発行済株式数（7,586,000株）、自己株式（19,118株）、当社が保有する東日本ガス株式数（4,912,140株）
- （ ）新日本ガスの発行済株式数（9,000,000株）、自己株式（1,484,645株）、当社が保有する新日本ガス株式数（3,612,856株）
- （ ）北日本ガス発行済株式数（610,000株）、自己株式（0株）、当社が保有する北日本ガス株式数（545,234株）

なお、当社は、本株式交換により当社が子会社4社の発行済株式（当社が保有する子会社4社の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における子会社4社の株主（但し、当社を除きます。）に対し、上記表の割当比率に基づいて交付することを予定しております。子会社4社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するそれぞれの取締役会決議により、基準時までには保有することとなるそれぞれの自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に応じて子会社4社がそれぞれ取得する株式を含みます。）の全部を基準時において消却することを予定しているため、実際に当社が交付する上記株式数は修正される可能性があります。

#### （注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い当社の単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる株主の皆様につきましては、当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、単元未満株式は金融商品取引所において売却することができません。

単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を所有する株主の皆様が当社に対し、所有されている単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

単元未満株式の買増制度（単元株への買増し）

会社法第194条第1項の規定に基づき、単元未満株式を所有する株主の皆様が当社に対し、所有されている単元未満株式と併せて1単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

#### （注4）1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の1株に満たない端数の交付を受けることとなる株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

#### （注5）本株式交換の条件の変更及び本株式交換契約の解除

本株式交換契約締結の日から本株式交換の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、当社、東彩ガス、東日本ガス、新日本ガス又は北日本ガスの財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合には、当社及び東彩ガス、東日本ガス、新日本ガス又は北日本ガスは協議し合意の上、本株式交換の条件その他本株式交換契約の内容を変更し、又は本株式交換契約を解除することができるものとされております。

その他の本株式交換契約の内容

当社が、東彩ガス、東日本ガス、新日本ガス及び北日本ガスとの間で平成25年12月20日付で締結した株式交換契約書の内容は次のとおりであります。

(東彩ガス)

## 株式交換契約書

日本瓦斯株式会社(以下「甲」という。 )と東彩ガス株式会社(以下「乙」という。 )とは、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。 )を締結する。

### 第1条 (株式交換)

乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。 )を行い、甲は、乙の発行済株式(甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。 )の全部を取得する。

### 第2条 (当事会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

甲 商号：日本瓦斯株式会社

住所：東京都中央区八丁堀二丁目10番7号

乙 商号：東彩ガス株式会社

住所：埼玉県春日部市大場202番地

### 第3条 (本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当て)

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。 )の乙の株主(甲を除く。以下本条において同じ。 )に対して、乙の普通株式に代わる金銭等として、その所有する乙の普通株式の数の合計数に2.80を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式2.80株の割合をもって割り当てる。
- 3 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

### 第4条 (甲の資本金及び準備金の額)

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が定める。

### 第5条 (効力発生日)

- 1 本株式交換が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。 )は、平成26年3月7日とする。ただし、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

- 2 前項ただし書により効力発生日を変更する場合には、乙は、会社法第790条の規定に従い、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

#### **第6条（株式交換契約承認株主総会）**

- 1 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。
- 2 乙は、平成26年2月12日開催予定の臨時株主総会において、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求めるものとする。ただし、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、甲及び乙が協議し合意の上、当該株主総会の開催日を変更することができる。

#### **第7条（自己株式の消却）**

乙は、第6条第2項の規定に従って本契約についての株主総会の承認が得られた場合には、基準時において乙が所有する自己株式（本株式交換に際してなされる会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により、基準時において消却する。

#### **第8条（会社財産の管理）**

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼし得る行為（本契約に別途定めるものを除く。）については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

#### **第9条（本契約の変更及び合意解除）**

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### **第10条（本契約の効力）**

本契約は、以下のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 甲において、会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主により会社法第796条第4項に定める通知がなされた場合において、効力発生日の前日までに本契約について株主総会の決議による承認を受けられなかった場合
- (2) 乙において、効力発生日の前日までに本契約について株主総会の決議による承認を受けられなかった場合
- (3) 本契約を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な国内外の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限られない。）が得られなかった場合

## 第11条（準拠法）

- 1 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈される。
- 2 本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月20日

甲： 東京都中央区八丁堀二丁目10番7号  
日本瓦斯株式会社  
代表取締役社長 和田 眞治

乙： 埼玉県春日部市大場202番地  
東彩ガス株式会社  
代表取締役社長 川合 時雄

（東日本ガス）

## 株式交換契約書

日本瓦斯株式会社（以下「甲」という。）と東日本ガス株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（株式交換）

乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式（甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

## 第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

- 甲 商号：日本瓦斯株式会社  
住所：東京都中央区八丁堀二丁目10番7号
- 乙 商号：東日本ガス株式会社  
住所：千葉県我孫子市下ヶ戸608番地 - 1

### 第3条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当て）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わる金銭等として、その所有する乙の普通株式の数の合計数に0.34を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.34株の割合をもって割り当てる。
- 3 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

### 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が定める。

### 第5条（効力発生日）

- 1 本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年3月7日とする。ただし、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。
- 2 前項ただし書により効力発生日を変更する場合には、乙は、会社法第790条の規定に従い、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

### 第6条（株式交換契約承認株主総会）

- 1 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。
- 2 乙は、平成26年2月13日開催予定の臨時株主総会において、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求めるものとする。ただし、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、甲及び乙が協議し合意の上、当該株主総会の開催日を変更することができる。

### 第7条（自己株式の消却）

乙は、第6条第2項の規定に従って本契約についての株主総会の承認が得られた場合には、基準時において乙が所有する自己株式（本株式交換に際してなされる会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により、基準時において消却する。

### 第8条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼし得る行為（本契

約に別途定めるものを除く。)については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

### 第9条（本契約の変更及び合意解除）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

### 第10条（本契約の効力）

本契約は、以下のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 甲において、会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主により会社法第796条第4項に定める通知がなされた場合において、効力発生日の前日までに本契約について株主総会の決議による承認を受けられなかった場合
- (2) 乙において、効力発生日の前日までに本契約について株主総会の決議による承認を受けられなかった場合
- (3) 本契約を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な国内外の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限られない。）が得られなかった場合

### 第11条（準拠法）

1 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈される。

2 本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月20日

甲： 東京都中央区八丁堀二丁目10番7号  
日本瓦斯株式会社  
代表取締役社長 和田 眞治

乙： 千葉県我孫子市下ヶ戸608番地 - 1  
東日本ガス株式会社  
代表取締役社長 飯島 徹

（新日本ガス）

## 株式交換契約書

日本瓦斯株式会社（以下「甲」という。）と新日本瓦斯株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（株式交換）

乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式（甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

### 第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

甲 商号：日本瓦斯株式会社

住所：東京都中央区八丁堀二丁目10番7号

乙 商号：新日本瓦斯株式会社

住所：埼玉県北本市古市場一丁目5番地

### 第3条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当て）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わる金銭等として、その所有する乙の普通株式の数の合計数に0.40を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.40株の割合をもって割り当てる。
- 3 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

### 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が定める。

### 第5条（効力発生日）

- 1 本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年3月7日とする。ただし、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。
- 2 前項ただし書により効力発生日を変更する場合には、乙は、会社法第790条の規定に従い、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

### 第6条（株式交換契約承認株主総会）

- 1 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。
- 2 乙は、平成26年2月14日開催予定の臨時株主総会において、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求めるものとする。ただし、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、甲及び乙が協議し合意の上、当該株主総会の開催日を変更することができる。

#### **第7条（自己株式の消却）**

乙は、第6条第2項の規定に従って本契約についての株主総会の承認が得られた場合には、基準時において乙が所有する自己株式（本株式交換に際してなされる会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により、基準時において消却する。

#### **第8条（会社財産の管理）**

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼし得る行為（本契約に別途定めるものを除く。）については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

#### **第9条（本契約の変更及び合意解除）**

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### **第10条（本契約の効力）**

本契約は、以下のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 甲において、会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主により会社法第796条第4項に定める通知がなされた場合において、効力発生日の前日までに本契約について株主総会の決議による承認を受けられなかった場合
- (2) 乙において、効力発生日の前日までに本契約について株主総会の決議による承認を受けられなかった場合
- (3) 本契約を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な国内外の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限られない。）が得られなかった場合

#### **第11条（準拠法）**

- 1 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈される。
- 2 本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月20日

甲： 東京都中央区八丁堀二丁目10番7号  
日本瓦斯株式会社  
代表取締役社長 和田 眞治

乙： 埼玉県北本市古市場一丁目5番地  
新日本瓦斯株式会社  
代表取締役社長 山本 勝

（北日本ガス）

### 株式交換契約書

日本瓦斯株式会社（以下「甲」という。）と北日本ガス株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（株式交換）

乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式（甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

## 第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

甲 商号：日本瓦斯株式会社  
住所：東京都中央区八丁堀二丁目10番7号  
乙 商号：北日本ガス株式会社  
住所：栃木県小山市花垣町二丁目11番22号

## 第3条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当て）

1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わる金銭等として、その所有する乙の普通株式の数の合計数に1.86を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

- 2 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.86株の割合をもって割り当てる。
- 3 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

#### **第4条（甲の資本金及び準備金の額）**

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が定める。

#### **第5条（効力発生日）**

- 1 本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年3月7日とする。ただし、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。
- 2 前項ただし書により効力発生日を変更する場合には、乙は、会社法第790条の規定に従い、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

#### **第6条（株式交換契約承認株主総会）**

- 1 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。
- 2 乙は、平成26年2月14日開催予定の臨時株主総会において、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求めるものとする。ただし、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、甲及び乙が協議し合意の上、当該株主総会の開催日を変更することができる。

#### **第7条（自己株式の消却）**

乙は、第6条第2項の規定に従って本契約についての株主総会の承認が得られた場合には、基準時において乙が所有する自己株式（本株式交換に際してなされる会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により、基準時において消却する。

#### **第8条（会社財産の管理）**

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼし得る行為（本契約に別途定めるものを除く。）については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

#### **第9条（本契約の変更及び合意解除）**

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契

約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（本契約の効力）

本契約は、以下のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 甲において、会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主により会社法第796条第4項に定める通知がなされた場合において、効力発生日の前日までに本契約について株主総会の決議による承認を受けられなかった場合
- (2) 乙において、効力発生日の前日までに本契約について株主総会の決議による承認を受けられなかった場合
- (3) 本契約を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な国内外の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限られない。）が得られなかった場合

#### 第11条（準拠法）

- 1 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈される。
- 2 本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月20日

甲： 東京都中央区八丁堀二丁目10番7号  
日本瓦斯株式会社  
代表取締役社長 和田 眞治

乙： 栃木県小山市花垣町二丁目11番22号  
北日本ガス株式会社  
代表取締役社長 和田 博夫

#### (4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

##### 算定の基礎

当社及び子会社4社は、株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、それぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率算定を依頼することとし、当社はS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）を、東彩ガス及び東日本ガスは東京共同会計事務所（以下「東京共同会計」といいます。）を、新日本ガスは株式会社A G Sコンサルティング（以下「A G S」といいます。）を、北日本ガスは株式会社中央総合ビジネスコンサルティング（以下「中央総合」といいます。）

す。)を、株式交換比率算定に関する第三者機関としてそれぞれ選定いたしました。当社、東日本ガス及び新日本ガスが選定した各算定機関による算定の要旨につきましては、別紙「算定の基礎」をご参照ください。

#### 算定の経緯

当社は、S M B C日興証券から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、当社において当社及び子会社4社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ子会社4社と真摯に個別に交渉・協議を行いました。

他方、東彩ガスは、東京共同会計から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、東彩ガスにおいて東彩ガス及び当社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ当社と真摯に交渉・協議を行いました。

東日本ガスは、東京共同会計から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、東日本ガスにおいて東日本ガス及び当社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ当社と真摯に交渉・協議を行いました。

新日本ガスは、A G Sから提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、新日本ガスにおいて新日本ガス及び当社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ当社と真摯に交渉・協議を行いました。

北日本ガスは、中央総合から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、北日本ガスにおいて北日本ガス及び当社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ当社と真摯に交渉・協議を行いました。

その結果、当社及び子会社4社は、上記2.(3)記載のそれぞれの株式交換比率は、それぞれが委託した算定機関から提出を受けた株式交換比率算定書の株式交換比率算定レンジの範囲内であり、それぞれの財務状況、業績動向、株価動向等からすると妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断し、平成25年12月20日に開催された当社及び子会社4社の取締役会にて、本株式交換の株式交換比率を決定し、同日、本株式交換契約を締結しました。

#### 算定機関との関係

S M B C日興証券、東京共同会計、A G S及び中央総合はいずれも当社及び子会社4社から独立した算定機関であり、当社及び子会社4社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1) 商号	日本瓦斯株式会社
(2) 本店所在地	東京都中央区八丁堀2丁目10番7号
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 和田 真治
(4) 資本金	7,070百万円
(5) 純資産	現時点では確定しておりません。
(6) 総資産	現時点では確定しておりません。
(7) 事業内容	L Pガス事業、都市ガス事業

以上



## 別紙

## 算定の基礎

## (S M B C日興証券)

S M B C日興証券は、当社については、当社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」といいます。）を採用して算定を行いました。市場株価平均法では、平成25年12月19日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、算定基準日以前の1ヶ月間（平成25年11月20日から平成25年12月19日まで）、3ヶ月間（平成25年9月20日から平成25年12月19日まで）、の東京証券取引所における株価終値単純平均値を採用しました。D C F法では、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

東日本ガスについては、東日本ガスが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法を採用して算定を行いました。市場株価平均法では、平成25年12月19日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、算定基準日以前の1ヶ月間（平成25年11月20日から平成25年12月19日まで）、3ヶ月間（平成25年9月20日から平成25年12月19日まで）、の東京証券取引所における株価終値単純平均値を採用しました。D C F法では、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございますが、これはL Pガスのお客案件数の増加に伴うガス販売量の増加およびL Pガス料金改定に伴う利益の増加並びに労務費、減価償却費の減少を見込んでいるためです。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

新日本ガスについては、新日本ガスが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法を採用して算定を行いました。市場株価平均法では、平成25年12月19日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、算定基準日以前の1ヶ月間（平成25年11月20日から平成25年12月19日まで）、3ヶ月間（平成25年9月20日から平成25年12月19日まで）、の東京証券取引所における株価終値単純平均値を採用しました。D C F法では、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございますが、これはガス料金改定に伴う利益変動を見込んでいるためです。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、各評価方法による東日本ガス及び新日本ガスの普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

算定方法	東日本ガス	新日本ガス
市場株価平均法	0.30～0.32	0.36～0.38
D C F法	0.24～0.41	0.23～0.41

また、東彩ガス及び北日本ガスについては、東彩ガス及び北日本ガスの株式が非上場であること及び当社の連結子会社であることを勘案したうえで、算定基準日を平成25年12月19日現在とする類似上場会社比較法及びD C F法により評価を行い、各評価結果を総合的に勘案し株式交換比率の算定を行いました。D C F法では、算定の前提とした東彩ガスの利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる

事業年度はございません。また、北日本ガスの利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございますが、これはガス料金改定に伴う利益変動を見込んでいるためです。なお、東彩ガス及び北日本ガスの財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、各評価方法による東彩ガス及び北日本ガスの普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

算定方法		東彩ガス	北日本ガス
市場株価法 (当社)	類似上場会社比較法 (東彩ガス及び北日本ガス)	2.68 ~ 3.14	0.48 ~ 1.01
DCF法		2.48 ~ 4.27	0.98 ~ 2.11

S M B C日興証券は、株式交換比率の算定に際して、当社及び子会社4社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でS M B C日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、当社及び子会社4社及びその子会社・関連会社の資産及び負債(偶発債務を含みます。)について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した当社及び子会社4社の財務見通しについては、当社及び子会社4社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成25年12月19日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

なお、S M B C日興証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

当社は、S M B C日興証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、S M B C日興証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

(東京共同会計)

東京共同会計は、当社及び東日本ガスについては、それぞれが東京証券取引所に上場されており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映させるためDCF法を採用して各社の株式価値の算定を行いました。

なお、各評価方法による東日本ガスの普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の算定結果は以下のとおりとなります

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.30 ~ 0.32
DCF法	0.13 ~ 0.39

市場株価平均法においては、当社及び東日本ガスは、算定基準日を平成25年12月19日として、当社及び東日本ガスの普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間における株価終値単純平均値（当社は、1ヶ月間：1,059円、3ヶ月間：1,096円、東日本ガスは、1ヶ月間：336円、3ヶ月間：331円）を算定しております。

D C F法においては、東京共同会計は、当社について、当社が作成した平成26年3月期から平成30年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は3.19%～5.19%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

他方、東日本ガスについては、東日本ガスが作成した平成26年3月期から平成30年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は4.76%～6.76%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度がございますが、これはL Pガスのお客数件数の増加に伴うガス販売量の増加およびL Pガス料金改定に伴う利益の増加並びに労務費、減価償却費の減少を見込んでいるためです。このため、平成28年3月期の当期利益については、前期比88百万円増の348百万円を見込んでいます。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

東京共同会計は、交換比率の算定に際して、当社及び東日本ガスから提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報並びに財務、経済及び市場に関する指標等を用いております。また、当社及び東日本ガスの株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としております。東京共同会計は、算定上採用した各種情報及び資料が正確かつ完全なものであること並びにこれらに含まれる各社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提として、当該情報及び資料の正確性、妥当性、実現可能性等を独自の調査・検討等を行うことなく作成しております。

（AGS）

A G Sは、当社及び新日本ガスについては、それぞれが東京証券取引所に上場されており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、それぞれの将来の事業活動の状況を評価に反映させるためD C F法を採用して各社の株式価値の算定を行いました。

なお、各評価方法による新日本ガスの普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.34～0.38
D C F法	0.30～0.50

市場株価法においては、A G Sは、算定基準日を平成25年12月19日として、当社及び新日本ガスの普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価

終値単純平均値（当社は、1ヶ月間：1,059円、3ヶ月間：1,096円、6ヶ月間：1,120円、新日本ガスは、1ヶ月間：402円、3ヶ月間：391円、6ヶ月間：383円）を算定しております。

DCF法においては、AGSは、当社について、当社が作成した平成26年3月期から平成30年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は3.94%～4.82%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提として作成しておりません。他方、新日本ガスについて、新日本ガスが作成した平成26年3月期から平成30年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は4.05%～4.95%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度がございます。平成27年3月期の当期利益については、ガス料金値下げにより、前期比374百万円減の79百万円、平成28年3月期から平成30年3月期までの当期利益については、新規お客様の増加並びに経費削減により、平成28年3月期は、前期比196百万円増の275百万円、平成29年3月期は、前期比192百万円増の467百万円、平成30年3月期は、前期比173百万円増の640百万円を見込んでいます。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提として作成しておりません。

AGSは、交換比率の算定に際して、当社及び新日本ガスから提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報並びに財務、経済及び市場に関する指標等を用いております。また、当社及び新日本ガスの株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としております。AGSは、算定上採用した各種情報及び資料が正確かつ完全なものであること並びにこれらに含まれる各社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提として、当該情報及び資料の正確性、妥当性、実現可能性等を独自の調査・検討等を行うことなく作成しております。